

マーケム・イマージュ利用規約

1: 目的

本利用規約は、マーケム・イマージュがマーケム・イマージュのハードウェアメンテナンス&サポート契約とは別にお客様に提供するマーケム・イマージュのバーチャルアシスタント（以下、「サービス」）への限定的なアクセスに関する利用条件を定義することを目的としています。お客様が有効なマーケム・イマージュのハードウェアメンテナンス&サポート契約を結んでいる場合、本サービスの使用にはその利用条件が適用されます。

2: 前提条件

お客様は、マーケム・イマージュが承認した機器の事象に対してのみ本サービスを利用することとします。

3: 保証の免責条項

適用法で要求されている場合を除き、マーケム・イマージュは、明示的か黙示的を問わず、サービスに関するすべての保証と状態（商品性、非侵害性、および特定目的への適合性に関するすべての黙示的保証、または取引の過程、使用、もしくは取引慣行から生じるすべての黙示的保証が含まれます）を否認します。

4: 機密情報

マーケム・イマージュ（またはその下請け業者もしくはサブサプライヤー）がお客様に開示した、仕様書、サンプル、ひな形、設計、計画、図面、文書、データ、業務データ、事業運営、お客様リスト、価格設定、割引もしくはレポートを含みますが、これに限定されない、マーケム・イマージュのすべての非公開情報、機密情報、または専有情報は、口頭で開示されたか、書面、電子的、もしくはその他の形式や媒体で開示されたか、またはアクセスされたかにかかわらず、また、本契約に関連して「機密扱い」としての標示があるか、その指定があるか、またはその他の方法で識別されているかどうかにかかわらず、本契約を履行するために使用される機密事項であり、また、マーケム・イマージュが書面で事前に権限を付与しない限り、開示または複製することはできません。上記を制限することなく、契約条件とその存在はマーケム・イマージュの機密情報になります。メンテナンスおよびサポートの提供中に授受される機密情報は、メンテナンスおよびサポートの提供または受領の目的のみにお客様が使用すべきものであり、また、お客様は、マーケム・イマージュからの事前の書面による同意なく、これを直接的あるいは間接的に第三者に開示しないものとし、または開示されることを許可しないものとします。お客様は、マーケム・イマージュから要請があった場合、マーケム・イマージュから受領したすべての文書およびその他の資料を速やかに返却または破棄するものとします。マーケム・イマージュは、本条項の違反に対して差し止めによる救済を受ける権利を有するものとします。本条項は、(a) 公知の情報、(b) 開示時にお客様に既知の情報、または、(c)

お客様が第三者から、非機密情報として合法的に入手した情報には適用されません。お客様は、マーケム・イマージュの製品および製品コンポーネントのリバースエンジニアリングを行ってはならず、またいかなる者にもこれを許可してはなりません。本条に基づく義務は、理由の如何を問わず、本規約の終了または失効後も存続するものとします。

5: 所有権と権利侵害通知

本規約および本規約に関連して作成または編集されたすべてのデザイン、文書、ソフトウェア、プログラム、発明、技術または情報（以下「知的財産」といいます）に関するすべての知的財産権およびノウハウは、マーケム・イマージュが所有し、またはマーケム・イマージュにライセンスされるものであり、本規約のいかなる規定も、かかる知的財産権の所有権をお客様に譲渡する効力を有するものではありません。マーケム・イマージュが発行した指示および指示書に従ってお客様が適切に使用した知的財産が、マーケム・イマージュが納品する国における第三者の特許またはその他の知的財産権を侵害しているという第三者からの要求、請求または訴訟が発生した場合、お客様は、以下の措置を取るものとします。(i)

そのような請求について速やかに書面にてマーケム・イマージュに通知すること。

(ii)

請求に関連して一切の承認を行わず、また請求の和解または妥協を試みないこと。

(iii)

そのような請求に起因するすべての交渉および訴訟の遂行、およびすべての訴訟の和解を行うための明示的な権限をマーケム・イマージュに付与すること。

(iv)

マーケム・イマージュが合理的に必要とする可能性のあるすべての情報、文書、および支援をマーケム・イマージュに提供すること。

お客様は、契約期間中、以下を行うものとします。

(a)

知的財産（そのすべてのコピーを含む）を侵害、不正利用、盗用、誤用、または不正アクセスから保護するために、商業的に合理的なすべての措置を講じること。

(b) マーケム・イマージュによる費用負担で、本知的財産の知的財産権の有効性、執行可能性、およびマーケム・イマージュの所有権を維持する目的でマーケム・イマージュを支援するため、マーケム・イマージュが合理的に必要とするすべての措置を講じること。

(c) 以下の事項に気づいた場合は、速やかに書面にてマーケム・イマージュに通知すること：

(i) 知的財産に関する、または知的財産に関連する、マーケム・イマージュの知的財産権の侵害、不正流用、またはその他の実際の違反行為または疑い。

(ii) 知的財産（知的財産の製造、使用、マーケティング、販売、またはその他の処理を含みます）が、他者の知的財産権もしくはその他の権利を、全体もしくは一部において侵害、不正流用、もしくはその他の形で侵害しているという申し立て。

(d)

マーケム・イマージュの権利の実際の侵害や侵害のおそれ、不正流用、もしくは違反を防止、または軽減するための、また、本ソフトウェアに関連する一切の請求の解決を図る試みのための、マーケム・イマージュによるいかなる請求、訴訟、または訴訟手続の遂行において、あらゆる合理的な方法でマーケム・イマージュに全面的に協力し、これを支援すること。これには、要求に応じてお客様の従業員に証言してもらうこと、および証拠開示手続きまたは裁判のために関連記録、書類、情報、サンプル、および見本などを提供することが含まれます。

6：責任の制限

a. 適用法で禁止されている場合を除き、マーケム・イマージュは、本契約の下で、あるいは本契約に関連して生じる以下の種類の損失または損害のいずれかについて、（過失を含む）不法行為によって生じるかを問わず、契約違反、保証不履行、製造物責任、もしくはその他によって生じるかを問わず、また、かかる損失または損害が予見可能であったか、予見されていたか、あるいは既知であったかどうかを問わず、お客様、もしくはその他のいかなる者に対しても一切の責任を負わないものとします。すなわち、(i)

事業、利益、営業権、収益、契約、見込まれた経費節減、無駄な支出、生産の中断、資材や製品の損失や損害、第三者からの請求、またはデータの損失もしくは損害（これらの損失または損害が直接的、間接的、もしくは派生的であるかどうかを問いません）、または、(ii)

どのような種類の損失または損害が発生したかにかかわらず、一般的、懲罰的、特別な、偶発的、誘因となる、間接的、もしくは派生的な損失または損害。

b. いかなる場合においても、本サービスに起因または関連するマーケム・イマージュの賠償責任総額は、20ドルまたは当該訴訟の原因となったサービスに対してマーケム・イマージュが受け取った金額を超えないものとします。

7：契約終了

マーケム・イマージュは、理由の如何を問わず、また理由の有無および通知の有無に関わらず、いつでもお客様のサービスへのアクセスを停止または終了する権利を有するものとします。

8：準拠法および紛争解決

本契約、およびマーケム・イマージュとお客様との関係から生じるすべての請求は、抵触法の原則に関係なく、また、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」に関係なく、マーケム・イマージュが所在する国および州の法律に準拠し、解釈され、執行されるものとします。お客様は、本契約または両当事者間の取引に起因、または関連して発生するマーケム・イマージュとお客様との間のすべての訴訟は、マーケム・イマージュの所在国および州の裁判所の専属的管轄権に従うものとし、お客様は本契約により、かかる裁判所の管轄権に同意するものとします。

9：完全性

本規約は、その主題に関するマーケム・イマージュとお客様との間の完全な合意を構成するものです。これらの条件は独立して有効であり、ある条項が無効であったとしても、他の条項に影響しないものとします。権利放棄を求められている当事者が書面に署名している場合を除き、本条件の権利放棄は認められないものとします。そのような権利放棄が、継続的権利放棄、またはその他の条件の権利放棄、違反、または不履行であることはないものとします。マーケム・イマージュは、誤記について責任を負わないこととします。